

(別紙)

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>1 改革特別区域計画の作成主体の名称 <u>西尾市</u></p> <p>2 略</p> <p>3 構造改革特別区域の範囲 <u>西尾市の区域の一部（旧吉良町）</u></p> <p>4 構造改革特別区域の特性 <u>本区域（旧吉良町）</u>は、愛知県の海岸部中央に位置し、東西 8.9 km、南北 9.0 kmの距離を有する面積 35.98k m²、人口 22,825 人（平成 20 年 4 月 1 日現在）の<u>区域</u>である。 地勢は、<u>本区域</u>の西境を流れる矢作古川の沖積層からなる平坦地と、東・北部には<u>区域</u>の面積の 4 割余を占める丘陵地が広がる。また南は三河湾に面し、一部国定公園に指定されるなど温暖な気候もあわせ自然環境に恵まれた地である。 <u>本区域</u>においても、少子・高齢化の潮流にある中で「子どもは国の宝・町の宝」と提唱し、子育て支援を<u>区域</u>の重点施策として県内でも先駆け多面の施策を実施している。その中で昨今若い夫婦の多くが共働きの子育て家庭であり、低年齢化する保育の需要と多様化する保育ニーズに対応し、延長保育・一時保育・乳児保育・障害児保育といった特別保育を実施し、保育の充実を図っている。<u>区域内</u>には幼稚園は無く、6園の公立保育所があり、全体で 850 名の定員を擁している。しかしながら高まる保育ニーズに対応するには保育所運営費に係る一般財源持ち出しは多額になり、厳しい財源状況の中で、個々の保育所において調理業務を行うことは非常に非効率な状況である。このため平成 16 年度に新設した大型調理施設である<u>西尾市立吉良学校給食センター</u>からの給食搬入を可能にすることは、設備の維持管理の経費、食材の一元購入、調理員の合理的</p>	<p>1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 <u>愛知県幡豆郡吉良町</u></p> <p>2 略</p> <p>3 構造改革特別区域の範囲 <u>愛知県幡豆郡吉良町の全域</u></p> <p>4 構造改革特別区域の特性 <u>吉良町</u>は、愛知県の海岸部中央に位置し、東西 8.9 km、南北 9.0 kmの距離を有する面積 35.98k m²、人口 22,825 人（平成 20 年 4 月 1 日現在）の<u>町</u>である。 地勢は、<u>町</u>の西境を流れる矢作古川の沖積層からなる平坦地と、東・北部には<u>町</u>の面積の 4 割余を占める丘陵地が広がる。また南は三河湾に面し、一部国定公園に指定されるなど温暖な気候もあわせ自然環境に恵まれた地である。 <u>本町</u>においても、少子・高齢化の潮流にある中で「子どもは国の宝・町の宝」と提唱し、子育て支援を<u>町</u>の重点施策として県内でも先駆け多面の施策を実施している。その中で昨今若い夫婦の多くが共働きの子育て家庭であり、低年齢化する保育の需要と多様化する保育ニーズに対応し、延長保育・一時保育・乳児保育・障害児保育といった特別保育を実施し、保育の充実を図っている。<u>町内</u>には幼稚園は無く、6園の公立保育所があり、全体で 850 名の定員を擁している。しかしながら高まる保育ニーズに対応するには保育所運営費に係る一般財源持ち出しは多額になり、厳しい財源状況の中で、個々の保育所において調理業務を行うことは非常に非効率な状況である。このため平成 16 年度に新設した大型調理施設である<u>吉良町立学校給食センター</u>からの給食搬入を可能にすることは、設備の維持管理の経費、食材の一元購入、調理員の合理的</p>

新	旧
<p>的な配置により経費の大幅な節減が図られる。また、食育への取り組みが求められる中、栄養教諭、栄養士の指導を受け、園児の発育・発達段階に即した食事が提供でき、地産地消を積極的に取り入れている学校給食で小中学校と一貫した食育指導が実施できる。</p>	<p>な配置により経費の大幅な節減が図られる。また、食育への取り組みが求められる中、栄養教諭、栄養士の指導を受け、園児の発育・発達段階に即した食事が提供でき、地産地消を積極的に取り入れている学校給食で小中学校と一貫した食育指導が実施できる。</p>
5 略	5 略
6 略	6 略
7 略	7 略
8 略	8 略
<p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p>	<p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p>
(学校給食事業)	(学校給食事業)
<p><u>西尾市学校給食運営協議会</u>において、給食業務全般の運営について検討、また、情報交換等を行い、安心・安全な給食提供が実施され、乳幼児期から一貫した食育の推進を図る。</p>	<p><u>吉良町立学校給食センター運営委員会及び給食主任者会議</u>に保育所から委員として参画し、給食業務全般の運営について検討、また、情報交換等を行い、安心・安全な給食提供が実施され、乳幼児期から一貫した食育の推進を図る。</p>
(地産地消事業)	(地産地消事業)
略	略
(子育て支援事業)	(子育て支援事業)
略	略
別紙	別紙
1 特定事業の名称	1 特定事業の名称
920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
2 当該規制の特例措置の適用を受けようとするもの	2 当該規制の特例措置の適用を受けようとするもの
<u>本区域（旧吉良町）内の公立保育所（6箇所）</u>	<u>吉良町内の公立保育所（6箇所）</u>
<u>横須賀保育園</u> <u>吉田保育園</u> <u>白浜保育園</u>	<u>吉良町立横須賀保育園</u> <u>吉良町立吉田保育園</u> <u>吉良町立白浜保育園</u>

新	旧																																																																								
<p>離島保育園 津平保育園 荻原保育園</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始日 構造改革特別区域計画の認定日</p> <p>4 略</p> <p>5 当該規制の措置内容</p> <p>① 略</p> <p>【学校給食センターの概要】</p> <table border="0"> <tr> <td>■ 名 称</td> <td colspan="3">西尾市立吉良学校給食センター</td> </tr> <tr> <td>■ 設立年月</td> <td>昭和 41 年 4 月</td> <td>改築(全新築)</td> <td>平成 16 年 4 月</td> </tr> <tr> <td>■ 構 造</td> <td colspan="3">鉄骨造平屋建</td> </tr> <tr> <td>■ 建物面積</td> <td>本体 1,385 m²</td> <td>車庫・倉庫</td> <td>90 m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">■ 職 員 数</td> <td>所 長</td> <td colspan="2">1 名</td> </tr> <tr> <td>副所長</td> <td colspan="2">1 名</td> </tr> <tr> <td>栄養教諭</td> <td>1 名</td> <td>(兼務)</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>2 名</td> <td>(1 名 保育所専任)</td> </tr> <tr> <td>調理員</td> <td colspan="2">1 7 名</td> </tr> <tr> <td>運転手</td> <td colspan="3">3 名 (シルバー委託 2 名含む)</td> </tr> </table> <p>② 略</p> <p>③ 外部搬入を行う場合の衛生基準については、「保護施設等における調理業務の委託について (昭和 6 2 年 3 月 9 日付社施第 3 8 号)」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について (平成 5 年 2 月 1 5 日指第 1 4 号)」の第 4 の 2 の規定及び「保育所における調理業務の委託について (平成 1 0 年 2 月 1 8 日付児発第 8 6 号)」を遵守する。また、衛生面では保健所との協力の下に行う。</p> <p>衛生基準については、食材・調理・職員の衛生管理にいたるまで細心の注意を払うよう徹底指導管理・点検に努める。調理方式は学校給食センターから各保育所まで 30 分以内で搬入可能であるため、食材を過熱処理後、</p>	■ 名 称	西尾市立吉良学校給食センター			■ 設立年月	昭和 41 年 4 月	改築(全新築)	平成 16 年 4 月	■ 構 造	鉄骨造平屋建			■ 建物面積	本体 1,385 m ²	車庫・倉庫	90 m ²	■ 職 員 数	所 長	1 名		副所長	1 名		栄養教諭	1 名	(兼務)	栄養士	2 名	(1 名 保育所専任)	調理員	1 7 名		運転手	3 名 (シルバー委託 2 名含む)			<p>吉良町立離島保育園 吉良町立津平保育園 吉良町立荻原保育園</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始日 構造改革特別区域計画の認定日</p> <p>4 略</p> <p>5 当該規制の措置内容</p> <p>① 略</p> <p>【学校給食センターの概要】</p> <table border="0"> <tr> <td>■ 名 称</td> <td colspan="3">吉良町立学校給食センター</td> </tr> <tr> <td>■ 設立年月</td> <td>昭和 41 年 4 月</td> <td>改築(全新築)</td> <td>平成 16 年 4 月</td> </tr> <tr> <td>■ 構 造</td> <td colspan="3">鉄骨造平屋建</td> </tr> <tr> <td>■ 建物面積</td> <td>本体 1,385 m²</td> <td>車庫・倉庫</td> <td>90 m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">■ 職 員 数</td> <td>所 長</td> <td colspan="2">1 名</td> </tr> <tr> <td>副所長</td> <td colspan="2">1 名</td> </tr> <tr> <td>栄養教諭</td> <td>1 名</td> <td>(兼務)</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>2 名</td> <td>(1 名 保育所専任)</td> </tr> <tr> <td>調理員</td> <td colspan="2">1 7 名</td> </tr> <tr> <td>運転手</td> <td colspan="3">3 名 (シルバー委託 2 名含む)</td> </tr> </table> <p>② 略</p> <p>③ 外部搬入を行う場合の衛生基準については、「保護施設等における調理業務の委託について (昭和 6 2 年 3 月 9 日付社施第 3 8 号)」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について (平成 5 年 2 月 1 5 日指第 1 4 号)」の第 4 の 2 の規定及び「保育所における調理業務の委託について (平成 1 0 年 2 月 1 8 日付児発第 8 6 号)」を遵守する。また、衛生面では保健所との協力の下に行う。</p> <p>衛生基準については、食材・調理・職員の衛生管理にいたるまで細心の注意を払うよう徹底指導管理・点検に努める。調理方式は学校給食センターから各保育所まで 30 分以内で搬入可能であるため、食材を過熱処理後、</p>	■ 名 称	吉良町立学校給食センター			■ 設立年月	昭和 41 年 4 月	改築(全新築)	平成 16 年 4 月	■ 構 造	鉄骨造平屋建			■ 建物面積	本体 1,385 m ²	車庫・倉庫	90 m ²	■ 職 員 数	所 長	1 名		副所長	1 名		栄養教諭	1 名	(兼務)	栄養士	2 名	(1 名 保育所専任)	調理員	1 7 名		運転手	3 名 (シルバー委託 2 名含む)		
■ 名 称	西尾市立吉良学校給食センター																																																																								
■ 設立年月	昭和 41 年 4 月	改築(全新築)	平成 16 年 4 月																																																																						
■ 構 造	鉄骨造平屋建																																																																								
■ 建物面積	本体 1,385 m ²	車庫・倉庫	90 m ²																																																																						
■ 職 員 数	所 長	1 名																																																																							
	副所長	1 名																																																																							
	栄養教諭	1 名	(兼務)																																																																						
	栄養士	2 名	(1 名 保育所専任)																																																																						
	調理員	1 7 名																																																																							
運転手	3 名 (シルバー委託 2 名含む)																																																																								
■ 名 称	吉良町立学校給食センター																																																																								
■ 設立年月	昭和 41 年 4 月	改築(全新築)	平成 16 年 4 月																																																																						
■ 構 造	鉄骨造平屋建																																																																								
■ 建物面積	本体 1,385 m ²	車庫・倉庫	90 m ²																																																																						
■ 職 員 数	所 長	1 名																																																																							
	副所長	1 名																																																																							
	栄養教諭	1 名	(兼務)																																																																						
	栄養士	2 名	(1 名 保育所専任)																																																																						
	調理員	1 7 名																																																																							
運転手	3 名 (シルバー委託 2 名含む)																																																																								

新	旧
<p>冷凍・冷蔵せずに運搬し、速やかに提供するクックサーブ方式で実施する。運搬容器、車両の衛生管理についても「学校給食衛生管理の基準」に従い衛生・安全に努める。運搬は密閉できる専用コンテナに収容し、衛生管理できる専門運搬車で行い保育所に在中する調理員が受領・配膳を衛生管理のもとに実施する。なお、特例措置による給食の外部搬入については、搬入元と搬入先間で委託契約が求められているが、<u>本区域は市営の学校給食センターと保育所であるため、学校給食センターを所管する教育委員会部局と保育所所管である市部局</u>で覚書を締結する。</p> <p>④ 略</p> <p>6 略</p>	<p>冷凍・冷蔵せずに運搬し、速やかに提供するクックサーブ方式で実施する。運搬容器、車両の衛生管理についても「学校給食衛生管理の基準」に従い衛生・安全に努める。運搬は密閉できる専用コンテナに収容し、衛生管理できる専門運搬車で行い保育所に在中する調理員が受領・配膳を衛生管理のもとに実施する。なお、特例措置による給食の外部搬入については、搬入元と搬入先間で委託契約が求められているが、<u>本町は町営の給食センターと保育所であるため、給食センターを所管する教育部と保育所所管である健康福祉部間</u>で覚書を締結する。</p> <p>④ 略</p> <p>6 略</p>